

令和 6 年度 障害者である職員の任免状況の公表について

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 40 号第 2 項の規定に基づき、令和 6 年 6 月 1 日時点の障害者である職員の任免状況を以下の通り公表します。

	① 算定の基礎となる 職員数	② 障害者である職員 の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率	⑤ 不足数
大田原市	740.0 人	23.0 人	3.11%	2.8%	0.0 人

大田原市は障害者の雇用の促進等に関する法律の規定による特例認定を受けているため、市長部局、教育部局及び農業委員会を合算して算定しています。

（注 1）障害の種類別職員数については、障害者の種類・程度の区分ごとの人数が少なく他の情報と照合し、又は各年の職員数を比較すること等により特定の者が障害者であること及びその障害の程度等が推認されるおそれがあるため、公表を差し控えます。

（注 2）「算定の基礎となる職員の数」は、職員総数から除外率相当職員数を除いた職員数です。会計年度任用職員も含んでおり、短時間勤務職員（週の所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満の職員）については 1 人の雇用をもって 0.5 人分をカウントしています。

（注 3）「障害者である職員の数」は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の合計です。厚生労働省安定局「障害者である職員の任免に関する状況の通報に係る手引き」に則り、週の所定労働時間が 30 時間以上の重度障害者については、1 人を 2 人に相当するものとしてカウントしています。

短時間勤務である重度障害者及び精神障害者については、1 人としてカウントしています。

短時間勤務である身体障害者及び知的障害者については、1 人を 0.5 人に相当するものとしてカウントしています。

特定短時間勤務（週の所定労働時間が 10 時間以上 20 時間未満の職員）である重度障害者及び精神障害者については、1 人を 0.5 人としてカウントしています。

（注 4）「不足数」とは、「算定の基礎となる職員の数」に「法定雇用率」を乗じた数で 1 人未満の端数を切り捨てた数から、「障害者である職員の数」を控除した数です。0.0 となることをもって法定雇用率達成となります。